

第百四十六回国会
衆議院
安全保障委員會議録 第四号

平成十一年十一月十八日(木曜日)

午前九時三十分開議

出席委員

委員長 二見 伸明君

理事 下地 幹郎君

理事 浜田 靖一君

理事 上原 康助君

理事 佐藤 茂樹君

理事 安倍 晋三君

伊藤 達也君

石破 茂君

高村 正彦君

阪上 善秀君

西川 公也君

福田 康夫君

宮下 創平君

森 英介君

山崎 拓君

伊藤 英成君

中野 寛成君

河合 正智君

冬柴 鐵三君

佐々木 陸海君

辻元 清美君

国務大臣
(防衛庁長官)

防衛政務次官

防衛政務次官

外務政務次官

会計検査院事務総局第二局長

安全保障委員会専門員

田中 達郎君

諸田 敏朗君

東 祥三君

西川太一郎君

依田 智治君

瓦 力君

委員の異動

辞任 浅野 勝人君

高村 正彦君

佐藤 勉君

森 英介君

藤井 孝男君

山口 泰明君

補欠選任

藤井 孝男君

高村 正彦君

浅野 勝人君

佐藤 勉君

同日

辞任

藤井 孝男君

高村 正彦君

浅野 勝人君

佐藤 勉君

十一月十七日

AWACSの廃棄、空中給油機の導入中止に關する請願(保坂展人君紹介)(第一二六号)は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

會計検査院当局者出頭要求に關する件

防衛庁の職員給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第六十七号)(參議院送付)

〇二見委員長 これより會議を開きます。

内閣提出、參議院送付、防衛庁の職員給与等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、會計検査院事務総局第二局長諸田敏朗君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と答ふ者あり

〇二見委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〇二見委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し

ます。富沢篤敏君。

〇富沢委員 公明党・改革クラブの富沢篤敏でございます。

きょうは、職員給与の件、二つ目が神奈川県米軍基地問題の件、二件について質問をいたします。

まず第一点、一般職の職員給与制度と比較して防衛庁の職員給与制度の特色としてはどんなものがあるんですか、お示しください。

〇瓦国務大臣 富沢委員にお答えをいたします。

防衛庁の職員給与の特性についてということでございますので、若干他の給与とは異なる面がございますので、お答えをさせていただきますと思います。

防衛庁の職員給与制度は、基本的には一般職の職員給与制度に準じているところでござい

ますが、一般職の職員と比較して職務の特殊性があるものにつきましては、防衛庁独自の制度を設けているところでございます。

すなわち、俸給について申し上げますと、自衛官のように職務に特殊性を有する職員は、職務の類似する一般職の公安職等の俸給を基準として、その特殊性を考慮して、超過勤務手当等相当額の本俸への繰り入れ等を行った自衛官俸給表を適用することといたしております。

また、内局の参事官等につきましても、自衛官とあわせて一元的に管理する必要がありますことから、超過勤務の概念を除くことが適当であるとの考え方によりまして、一般職の行政職(一)の俸給を基準として超過勤務手当等相当額の本俸への繰り入れを行った参事官等俸給表を適用することといたしております。

なお、事務官等は一般職給与法に定める行政職俸給表等をそのまま適用しているものでござい

ます。次に、諸手当につきましては、扶養手当、期末手当等一般職の職員とおおむね同様の体系によっておりますが、自衛官の職務の特殊性に応じた特別の手当、例えば航空手当、乗組手当、落下さん隊員手当等も設けられておるわけであります。

なお、自衛官につきましても、これらに加えて、いわゆる現物給与として食事の支給、被服の支給または貸与、療養の給付等が行われている、こういう仕組みになっておるわけでございます。

〇富沢委員 本年度の人事院の勧告は、一般職の指定職及び本省庁課長級の職員にかかわる俸給の改定を見送ることとしているほか、期末手当等を年間〇・三カ月分引き下げるといふ内容になっております。一般職の職員にとつては大変厳しい勧告となっておりますが、防衛庁の職員給与改定はどうなるんでしょうか。

〇瓦国務大臣 お答えをいたします。

防衛庁職員の給与は、他の特別職の職員と同様でございますが、従来から一般職の職員と相互に均衡がとれることを基本として定められております。例年の給与改定も一般職の改定に準じて行われておるわけでございます。

今回の防衛庁職員の給与改定は、公務員の給与改定にかかわる取り扱いについての閣議決定において、特別職の職員についてのおおむね一般職の給与改定に準じて改定を行うこととされたことから、この閣議決定に基づき、一般職の給与改定に準じて行うこととなったわけでございます。

まず、参事官等及び自衛官の俸給については、その職務の特殊性から、それぞれ参事官等俸給表及び自衛官俸給表による特別の俸給としておりますが、いずれも一般職における類似官職の俸給を基準としておりまして、その基準とする俸給の改定の例に準じて改定を行うこととなるわけでございます。また、事務官等の俸給につきましては、

一般職の俸給表をそのまま適用しているもので、一般職の場合と全く同様の改定となります。したがって、防衛庁の指定職及び本省庁課長級、参事官等四級以上、自衛官一佐(二)以上、事務官等行政職(十)級以上の職員は、一般職と同様にその俸給の改定を見送ることとしたしております。

次に、期末手当につきましては、一般職と同様に年間〇・三カ月分引き下がる改定が防衛庁職員においても行われることとなりますことから、一般職の職員と同様に、防衛庁職員の平均年間給与は、昨今の経済情勢と合わせて給与を考慮するものでございますから、減少することになるわけでございます。

○富沢委員 ありがとうございます。

次に、神奈川県米軍基地問題についてお尋ねいたします。

米海軍の艦載機NLP施設の問題であります。アメリカの航空母艦キティホークは横須賀を母港としている。キティホークに乗っている艦載機八十機は、厚木基地が母港と言っているのです。厚木基地へ飛来します。このNLP騒音軽減対策として硫黄島に暫定訓練施設を建設した、そしてNLP訓練の大部分は硫黄島で実施されている。しかしながら、国の方針、本格的な厚木の代替施設の候補地は三宅島と承知しておりますが、この点間違いないでしょうか。長官から御答弁ください。

○瓦国務大臣 お答えをいたします。

艦載機着陸訓練を円滑に実施いたしますことは、日米安保体制の効果的運用にとりまして極めて重要でございます。

私も、十一年前に防衛庁長官を務めておりました。そのころにこの問題にも出会いまして、当時、硫黄島の方への移転を含めて検討した経緯がございます。

当庁といたしましては、厚木飛行場周辺の航空機騒音を軽減するための代替訓練場の建設につきまして、三宅島が適地であると判断いたしておりますが、同島におきましては、依然、住民の理解

が得られていない状況にあります。かかる情勢から、三宅島に代替訓練場を設置するにいたしましても、なお長期間を要する見込みでありますので、暫定的に硫黄島において訓練が実施できるような施設の整備を行ったところでございます。現在、同島においてできるだけ多くの艦載機着陸訓練を実施しているところでございますが、いづれにいたしましても、当庁といたしまして、三宅島に代替訓練場を設置する方針に変わりはございません。今後とも、地元の方々の理解が得られるように引き続き努力をまいりたいと考えております。

○富沢委員 三宅島が代替訓練施設の候補地であるという御答弁をいただきました。

昭和六十年の初めごろ、私は神奈川の県会議員をやっております。当時はNLP訓練が厚木基地だけで行われていた。この騒音が大変ひどい。住民も自治体も困っておりまして、私も防衛庁におだてられて三宅島訓練場をお願いする、大和市民百名と一緒に三宅島まで乗り込んだ、そんな経験があるわけでございます。候補地は三宅島であった。決定以来もう十年以上経過しておるのですが、三宅島への代替訓練施設建設計画、進捗状況を明確にお答えいただきたい。

○瓦国務大臣 今委員から御指摘のように、この騒音の問題で、厚木飛行場周辺の皆さんからの御陳情が大変多く寄せられたのは十年近く前でございます。当庁といたしまして、先ほど申し上げましたように、三宅島に代替訓練場を設置する方針には変わりありませんが、今後とも、引き続き地元の理解が得られるように努力をしていかなければならぬと思っております。

硫黄島でも、同訓練場が設置されるまでの間、できるだけ多くの艦載機の着陸訓練が行われておるわけでございます。この見直しにつきましまして、それらのことと相まって、当庁としては取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

○富沢委員 三宅島の阿古地区と、具体的に地区

まで方針が決定しているようですが、具体的にどんな進捗状況にあるのですか。

○瓦国務大臣 ただいま答弁をいたしましたところ現在の状況でございます。三宅島における方々の理解、協力が得られませんかとの話が進展しないわけでございますが、鋭意、私もはそういふ理解を得たいという努力を重ねてまいりたいと考えておるところでございます。

○富沢委員 建設計画が全く現地で進捗していない、こういう御答弁であります。

空母が横須賀へ入る、艦載機が厚木基地に飛来をする、この基本構図は十年間ちつとも変わっておりません。このNLP騒音を何とかしようというところで、住民も自治体も大変悩んでいる、困っているわけでございますが、今回、厚木基地の進入表面下へ騒音補償金制度を新しくスタートをさせていただいた。平成二十二年当初予算に一億一千六百万円の前算要求をさせていただいている。新しい制度の導入、この御配慮には心から御礼を申し上げるところでございますが、あわせて、本格訓練場の候補地三宅島に一向に先が見えない、さらに、空母が横須賀、艦載機は厚木という構図も変わっていない、こういうことで、地元の市長からは、硫黄島に直接艦載機をおろしてくれと硫黄島直結方式を提案をしております。キティホークが横須賀に入る前に八十機の艦載機を全部硫黄島におろしてしまえば、厚木基地周辺五百五十万人の方が騒音から解放されるわけなのです。この硫黄島直結方式、防衛庁はどうお考えですか。

○瓦国務大臣 今委員から御提案のありました直結方式でございますが、米軍は、多数の艦載機を空母の入港期間中硫黄島に置くことといたしますと、多くのパイロットや地上要員を同島に配置する、こういった必要性がございます。また、同島は厚木飛行場から二百キロメートルの遠距離にございますので、空母航空団の作戦上及び訓練上の即応態勢を著しく低下させる、こういった問題もございます。さらに、パイロット等と家族の居

住でございますが、これは別居期間をさらに長期化させることになりまして、その土気も悪影響を与えることになる、かような理由によりましてなかなか難しいと考えておるわけでございます。

米側の判断は、在日米軍の運用上の諸問題も総合的に勘案した結果のものとして判断するわけでございますので、これ以上米側に要請することはこの問題は困難である、こう考えられるわけでございますが、防衛庁といたしまして、粘り強く交渉をする努力を重ねてまいりたいと考えております。

○富沢委員 直結方式は困難である、こういうお考えですね。

一方、神奈川県知事もこれは困ってしまっているのです。それで、建設省や造船業界が横須賀で浮体施設の実験をされているのは御承知のとおりでございます。これに神奈川県知事は興味を示されている。浮体施設によるNLP訓練、この実現性、どうお考えになっておられますか。

また、実現性ありとすれば、どこへ場所を求めたいのか、この辺まで御答弁をいただきました。

○瓦国務大臣 今委員からお話ございました横須賀沖のメガフロートでございますが、これは一千メートルに六十メートル、一部百二十メートルという研究開発は、民間空港、物流基地等の社会資本整備を図る目的でこの研究開発が行われておるわけでございますが、総合的に信頼性評価に対する各種データを得るものと承知をいたしております。

そこで、厚木飛行場における艦載機の着陸訓練の代替訓練場につきまして、五十八年、既設及び新設飛行場について調査検討し、あわせて浮体飛行場についての関係資料の収集を行ったところでございますが、昭和六十二年当時、浮体飛行場につきましまして、米側は希望していないほか、世界的に実例がございませんで、実用性を十分評価し得る技術的実証がまだなされていないことなどによりまして、採用することは尚早であり、できな

いと判断をいたしております。
したがって、我々といしましては、三宅島に代替訓練場を建設することが最良、こう考えておるところでございます。

○富沢委員 地元神奈川県提案の浮体もこれはだめ、基地を抱える大和市長提案の直結方式もだめ。とすると、当初の三宅島候補地しかないという結論になるわけでございます。

しかしながら、先ほど御答弁いただいたように、三宅島の先が全く見えない。地元は、キティーホークが横須賀、艦載機は厚木、この構図を何とか変えようということで、苦しみながら直結方式あるいは浮体の研究をしている。防衛庁は一向に本格訓練場の三宅島を手をつけようという。国が地元住民、自治体を困らせている構図が浮かび上がっておりますが、これは、長官、どうお考えになりますか。

○瓦国務大臣 お答えをいたしますが、先ほど、私も十年前にこの問題に出会ひまして、硫黄島移転の問題とあわせて厚木地域の方々の苦難を除去したいということで取り組みが始まったところでございました。その後、艦載機の訓練は多分に硫黄島の方にも移転したわけですが、厚木におきましてはまだその状況が続いておるわけですが、大半につきましては硫黄島の方に移転した経緯もございます。

今、三宅島等の説得努力をいたしまして、できるだけこの解消に努めたいと思っておりますわけですが、経緯からいたしまして、なかなか困難であることもぜひ御理解をいただきたいと思うわけでございます。

○富沢委員 長官の御答弁ですと、大半が硫黄島で訓練をされているんだからこれで我慢せい、こんなふうにも聞こえるわけですが、それはお考えを改めてもらわなければなりませんよ。

基本的に国の方針は三宅島と決まっているのですから、ここへの努力をしていただかなければ困るわけで、十年前も、地元の御理解を得る努力をする。今日の御答弁も全く同じじゃありません

か。十年間何もやっていないということを申し上げざるを得ない。この点を指摘して、もう一件の上瀬谷通信施設の問題に移ります。

横浜市の瀬谷区に上瀬谷通信施設が、泉区に深谷通信所がございます。上瀬谷の方は受信業務を、深谷の方は送信業務をやっている。こう我々は教えられておりました。平成五年の秋ごろから上瀬谷の方のアンテナが消えてしまったのであります。これは、アンテナがなくなるといことは、通信施設として実質不用施設になった、こういうふうな素人は考えるのです。最近また深谷の方も、十月一日付で深谷の従業員が横須賀、厚木に配属がえがされた、地元の神奈川県新聞の記事に出ておったところでございますが、従業員の配属、これはもう七年前の上瀬谷で行われたことな

んですが、既に米軍は、上瀬谷も深谷も通信施設として不用になっていると思われませんが、この点確認できておりますか。

○瓦国務大臣 上瀬谷通信施設でございますが、現在も通信施設として使用されているものと承知をいたしております。

なお、一般論でございますが、地位協定第二条三項におきまして、米軍は、必要でなくなった施設はいつでも我が国に返還しなければならぬわけでございます。施設の必要性を絶えず検討することになっておるわけでございます。かようなことを踏まえまして、この施設はなお使用されているという冒頭の私のお答えで御理解を賜りたいと思ひます。

○富沢委員 十月神奈川県新聞、十一月十二日朝日新聞、それぞれ上瀬谷通信施設不要論に立った上で、十一月八日に、横須賀の米海軍ドナルド・ワイズ司令官が横浜市長、逗子市長を訪問された、この時期、交代でもないし、年末のあいさつでもない、何でも司令官が来るのかな、お目にかかったら、ワイズさん、実は住宅不足で困っているんだという話で、この問題は政府レベルの話で、横浜市長も逗子市長も聞く立場にないということでお引き取りを願った、こういう記事が出て

おりました。

どうも米軍の方は、上瀬谷のあの広い土地を半分返すかわりに、残りの半分は思いやり予算で米軍住宅を建ててくれ、こんな瀬踏み、打診、そんな意図で訪問をされたと思われるわけなんです。日米合同委員会に上がる前の事務ベースのお話として、こんな話が具体的に出ておるのですか。

○瓦国務大臣 今委員からお尋ねのように、まずはこちらの報道につきまして私どもも承知をしておるわけですが、これは、今おっしゃるようなことで、本来私も首肯しかねる経緯、手続であるな、かように考えたりいたしております。

いわゆる米海軍の家族住宅が不足しているといまして建設要望があり、これは事務レベルの意見交換の過程におきまして米軍から一つの考え方が示されたことは事実ではございますが、この考え方は、あくまでも事務レベルの意見交換の過程で示された米軍としての一つのアイデアにすぎないこととございますので、具体的内容につきましてはお答えすることは差し控えてさせていただきます、かように存じます。

○富沢委員 事務ベースでこういう、半分返すかわりに半分米軍住宅を建ててくれという話が来ている、この確認はいただいたところなんです。が、不用施設は、その目的のために基地として提供したわけですから、不用になった場合は当然日本に返ってくる、これが筋でございますので、まず、上瀬谷、深谷両通信所、米軍が不用かどうか、この御確認をお願いしたい。

時間がございますので終わりますが、御承知のように、神奈川県は沖繩に次ぐ第二の基地県でございます。まして、最初の三宅島の訓練場建設、これに一向防衛庁が熱心でない、計画も全く進んでない。そのために神奈川県知事、地元の市長が大変苦しんでいる。国が不作爲のために地元の首長さんがお困りになっている。しっかりと仕事をしたい。三宅島と候補地が決まっているのな

らば、もっとしっかりここに建設をする、腰を据えて建設計画を進めていく、この御決意を伺いたいのです。いかがですか、長官。

○瓦国務大臣 お答えします。
三宅島の問題につきましては経緯を若干述べさせていただきますが、私どもとすれば、厚木の周辺の方々の苦痛といえますか、御苦勞もよく承知をして、ぜひ三宅島でその理解を得たい。その間、硫黄島の方でも訓練をするようにということ、米軍に硫黄島の方での訓練を要請したりして努力はしておるわけですが、今委員から御指摘のように、さらにさような努力をし、こういうことは従来にも増しての強い御要請と受けとめまして努力をしなければいかぬ、そういう努力をしてまいりたいと考えておるわけでございます。

なお、上瀬谷通信施設等につきましても、今後とも日米双方で意見交換はしていかなければいかぬ、かように私は考えております。

○富沢委員 ありがとうございます。

○二見委員 次に、島根君。

○島委員 民主党の島根でございます。政府委員が降止されまして、新たな政務次官と、もちろん大臣、防衛庁長官でもありますが、防衛庁長官と政務次官と、政治家同士の議論があるというときに、きょうは西川防衛政務次官と東外務総括政務次官においでいただいております。お二人とも同じ党でございます。私は当選後すぐ外務委員会と商工委員会に所属させていただきます。私の一番最初の質問のときに私を励ましてくださったのは西川防衛政務次官でございます。そして、外務委員会でも私の質問に対していろいろ御指導をいただいております。その意味で、東政務次官の質問は横でしつかりそのとき聞いておりましたものから、それを踏まえた上で、今後それをするような形で、政府に参画されて、その抱負経緯を実現されていくかという観点からも、きょうは

質問させていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひを申し上げます。

まず最初は給与法、そしてその後いろいろな議論をさせていただきますが、まず給与法についてでございます。

給与法の関係で、まず防衛庁長官にお尋ねを申し上げます。

今回の給与改定で、手当が一体どれだけの改定がされて、どれだけの増加があつて、期末手当等の減少でどれだけのマイナスがあつて、そして差し引き一体どういふような結果になるわけでありませうか。

○瓦国務大臣 詳細な資料は手元にはございませんが、約二百二十億ぐらいの金額に上るうかと思ひます。

○島委員 ありがとうございます。

今、なぜこのような質問から申し上げたかといひますと、いわゆる技術的な問題は政府委員にどのような話になつております。

私は、実はこの五月に、議院運営委員会で、政府委員の廃止、副大臣制の導入に關しまして、イギリスへ視察に行かせていただきました。そのときにちょうど向こうの防衛政務次官とお会いしたのです。その防衛政務次官にお会いしまして、ちょうどコソボの問題、コソボのイギリス軍がどうなるかという時期でありましたので、防衛政務次官自身、向こうは防衛副大臣ですね、防衛副大臣が極めて広範に、きちんと数字まで把握しておられました。

日本の今申し上げたのが、手当の改定で五十八億四千万で、期末手当が大体マイナス二百八十億で、合計二百二十億程度というのは間違ひないわけでありまして、こういうことが今までは、政治家が答えるのか答えないのかという話でいけば、いわゆる今回の政府委員の廃止、政務次官、副大臣、大臣と討論するといふ話になると、これぐらいのことは普通社長とか民間企業の経営者であれば当然知っている、そういう分類に入るのだらうといふことで、最初に御質問申し上げたわけ

でございます。もちろん、見事に防衛庁長官は、当然御存じだったわけでありまして、そういうことで今後進めていきたいと思ひますので、よろしくお願ひ申し上げます。

給与法の第三十条に、自衛隊法七十六条に基づく防衛出動等を命ぜられた防衛庁の職員に対する出動手当の措置について、別に法律で定めるとされております。私は六月三日の安全保障委員会と同じ質問をしました。これができたのは最初は昭和二十七年の保安庁の時代でありましたから、それからちつとも議論をされていなくて、それで、当時の野呂田国務大臣が、大変痛い御指摘でございますが、いわゆる有事給与につきましては別に法律で定めることとされていふことはおっしゃるのとおりでございます。私もとしましては、今の法律に盛り込むべき内容としては、支給すべき手当の種類とか支給基準とか支給対象者とか等々、いろいろなことを考えて、引き続きこの検討を行つていふところでございましてと答えられました。

引き続き検討を行つておられて、これが平成十一年六月三日であるわけですが、その後どのように進んでおられるか、お伺ひを申し上げます。

○瓦国務大臣 ただいまの島委員からの御質問でございますが、野呂田前防衛庁長官は本年六月三日に当委員会におきまして、引き続きこの検討を行つていふ、かような答弁をいたしております。

御承知のように、いわゆる有事給与につきましては、防衛庁の職員の給与等に関する法律、第三十条におきまして、「出動を命ぜられた職員に対する出動手当の支給、災害補償その他給与に關し必要な特別の措置について、別に法律で定める。」かようにされていふわけでございます。

しかしながら、現在、法律が未制定でありますことから、防衛庁における有事法制の研究の一環として研究を続けていふところでございまして、この法律に盛り込むべき内容につきましては、支給すべき手当の種類、支給基準、支給対象者、

災害補償の種類等が考えられるわけでございますが、具体的には出動の規模、態様等がいろいろ考えられるわけございまして、勤務の内容や公務災害の態様についてもさまざまな場合が考えられますことから、引き続き必要な検討を今行つていふところでございまして。

○島委員 引き続き検討を進めていふ、ということとは、何がかわつたのですか。どこまで検討が進んだのですか。

○瓦国務大臣 これは別の法律で定める、かようなたぐいでありまして、今、盛り込むべき内容につきましては申し上げさせていただきましたが、これらの手当の種類でありますとか、また具体的には出動の規模、態様等がいろいろ考えられるわけでございます。これらについてさらに研究をする、検討をするということとして、今その作業を引き続いて行つておるということでございます。

○島委員 何にも進んでないような気がするのですが、それは有事法制の研究と絡んでいふからなかなか進まない、そういうことですか。

○瓦国務大臣 お答えします。

さようなことで御了承いただければと思ひます。

○島委員 東政務次官にお聞きしたいと思ひますが、今有事法制の關係でなかなか進んでないといふようなお話、理解をいただきたいといふお話であります。これは、平成十一年の三月四日の産経新聞で東政務次官が、自自合意では、ガイドライン関連法案成立の後に国連平和活動協力法案をつくることになつていふ。しかし、国内有事の立法は具体的に書かれていなくて、後回しにされていふ、当然煮詰めていかないといいない問題だといふふうにおっしゃつていふ。及び、今回の三党合意でも、我が国の緊急事態への対応で、政府の進められた有事法制研究を踏まえ、第一分類、第二分類のうち、早急に整備するものとして、これは立法化を図つていく。それから第三分類についても、今後、所要の法整備を行うこ

とを前提に検討を進める、そういう字句があります。もうこれは一月ぐらいの自自合意からそういう話になつていふと思ひます。

全く進んでいないわけですね。このまゝいままですと、現在の自自公連立政権というのは、これは過大規模連立政権といふ。過大規模。つまり、過半数を占めるぎりぎりじゃなく、もっと、多過ぎるぐらいの連立政権だから、こういう政権では、どうしても、一番小さい政党の意向は常に無視されがちであるといふのが政治学の常識であります。このまゝでいくと、私は、東政務次官がおっしゃつていふ、後回しにされていふ、本当にそのまゝだと思ひます。

政務次官として内閣に入られたわけですから、今後、有事法制についてどのように東政務次官としては主張をし、実現されていくかについてお聞きしたいと思ひます。

○東政務次官 今までのいろいろな場で島委員ともこの問題について間接的に議論してきたのかもしれませんが、また、いろいろなところで私はこの問題について言つてまいりました。

ただ、十月五日に第二次小渕内閣で外務総括政務次官といふふうになりましたから、政府の一員になつたわけでございます。その観点から当然述べさせていただきますと思ひます。

今、島委員がおっしゃられたとおり、有事法制の重要性は極めて大きなものがありまして、有事法制を整備していくことは極めて重要な問題と認識しておりますし、先ほど防衛庁長官からお話がありましたとおり、三党間の合意を踏まえるとともに、国会における御審議、国民世論の動向等を注視しながら、適切に対処していきたい。

島委員がそのようにおっしゃられるわけですから、島委員が、一生懸命この有事法制のことについてさらなる議論をしていただいて国民の皆さん方の理解を得られると同時に、国民を代表する国会議員の皆様方の大勢を得られるように、ぜひ頑張つていただきたい、このように思ひます。

○島委員 その意味では、今おっしゃつたとおり

で、頑張つていきたいと思いますが、これはちよつと次の質問に入らせていただきます。

瓦防衛庁長官、今何か、検討しますとまたおっしゃただけでございます。こういうような、検討、検討で常に進んでいて、ここまではやりまうと言つて、結局、六月から十一月で五カ月ぐらい、何もやっていない。

前回のこの委員会でも、私どもの伊藤ネクストキャビネット大臣の方から、西村防衛政務次官についての質問がございました。そのときに瓦防衛庁長官は、今後、いわゆる榮譽札問題についてどのような形にすればいいか研究するということを繰り返して申し上げておるわけでございますと言いました。確かに、私も繰り返して聞きました。

繰り返して聞いたわけですから、この一週間どうのよう指示をされ、どのような対応をされようとしておられるのかをお尋ねしたいと思います。

○瓦国務大臣 島委員御質問のように、さきの委員会におきまして、伊藤議員からたび重ねて榮譽札につきましても質問を受け、私もそれにお答えをさせていただき、なお、伊藤議員から、榮譽札について、あるべき形、姿というものを、私もこれは研究してまいりたい、かようにお答えをいたしました。

実は、事務方におきまして、その検討もいたさせておるわけでございますが、いわゆる榮譽札につきましても、その実施について、本人の承諾といふことが、判断を求めるところで、また、求める場合にはどのように求めるのか、榮譽札実施に至る具体的な手順をどうするか、こういうことを勉強するといふことも、研究してみようということ、今事務方に研究をいたさせておるわけでございます。結論をこれから得ますれば、さようにも取り組みを申し上げたいと思つてございまして、目下のところ、その研究をいたさせておるところでございます。

○島委員 ちよつと防衛庁長官にお聞きしますが、指示をされた。普通、指示をするときは、いつまでにやれとかそういう指示はされないのですか。

か。

○瓦国務大臣 また島委員とどのようなやりとりになりますと、時間を使つてもいいかと思ひますが、私といたしましては、結論を得べく努力はしなげなうと思ひますが、速やかにそれは当然結論を得たいという気持ちで検討をいたさせておるわけでありまして。

○島委員 今申し上げますのは、時間を使つていいと思ふのです。

国会審議の場で検討しますと言つた。検討して、それを防衛庁長官が事務方に指示をした。そうしたら、それをいつまでにきちんとしていくかというところは、これは非常に極めて重要な話だと思ふのです。何か言つて、さつきも検討する検討すると言つて、そのまま延びてしまふ。今度も、やりますと言つて、検討だけで終わらせてしまふ。これでは本心に意味がないし、防衛庁内が本心に長官の言うことを聞いているのかという話になる。国会で私どもの質問に対して防衛庁長官が検討しますと言つたら、それはいつまでにやるか、それがいいというのには私はおかしな話だと思ひます。防衛庁の中が本心に長官の指示をきちんとして聞き、かつ支えているのか非常に疑問に思ふのですが、もう一つ疑問を申し上げます。

この前のところで、西村政務次官に、榮譽札についての御質問がございましたが、事前には私は承知をいたしておりました。お話をございまして、この問題につきましても、情報管理という観点からお尋ねをするわけでありまして、例えば、一休情報防衛庁長官にどのように上がるようにできているのか、なっているのか。防衛庁長官に当然何でもかんでも情報上げるわけにはいきません。きちんとした重要な情報ということで防衛庁長官に上げるものだと思います。そのときに、例えば国会で取り上げられるかもしれない、マスコミで取り上げられるかどうかというのは長官によつて変わると思ひますが、国会でも取り上げられるかもしれないという問題に対して、長官が事前に知

らなかつたということは、防衛庁が長官に上げる情報のシステムにおいてどこか問題があるのじゃないですか。長官、どうですか。

○瓦国務大臣 この榮譽札につきましては、その際にもお答えをさせていただきましたが、いわゆる自衛官が、自衛官であることの深い認識のもとに、自衛隊の規律を維持し、親和協同の実を上げる必要な儀礼として行つておるわけでございます。榮譽札受給資格者が自衛隊を公式に訪問されるとき、もしくは視察する場合等に、榮譽札受給資格者に敬意を表するために言う。言つてみますれば、これらの儀礼は自衛隊法施行規則に記されておるわけでございます。今まで整々とそれらの儀礼を行つてきたわけでございます。私は、これは大切な行事だ、かように考えておりますが、先般の御質問をうけまして、さような事例に対してどうするかということもございましたから、私は、さまざま問題もあろうが、いろいろ研究をして、その指示について今検討をしておるということでございます。従来はこれらにつきましても整々と行つてきたし、それなりの功績がある、評価すべきものがある、私はかように理解をしておるところでございます。

なお検討いたしましたから、しかるべき時期にお知らせをしたいと思います。

○島委員 今申し上げましたのは、情報がどうして防衛庁長官のところにきちんとして上がらなかつたか。危機管理の二ード・ツー・ノーの原則もありまして、東政務次官、今政務次官になられたわけでありまして、平成十年三月十八日の外務委員会情報収集の問題についてお話をされております。このときはテロ事件の關係の問題であります。情報の整理の問題がある、その問題の原因の一つには、まさに省庁間の縦割り行政によつて生じてくる問題があると思つたように話をされております。今、政務次官に就任されて、それは痛感されておられますか。

うに当たつては、今島委員が言われている情報収集の重要性というのは極めてキーポイントになります。そういう意味におきまして、当然、完璧な情報収集体制というのはこの国も確立されていらないだらうというふうには僕は思ふんです。日本においても同じでありまして、常にそういう問題を踏まえた上で、さらに努力して情報収集能力を高めていかなくちゃいけない。また、個々にわたりましては、今御指摘がありましたとおり、外務省だけでなく、その關係省庁の方々の御努力によつて得られる情報がスムーズに重要な政策を決定する段階に集められるようにさらにその精度を磨いていかななくちゃいけない、こういうふうには思つております。

○島委員 今度政務次官になられたわけですから、いろいろな意味でぜひ改革をしていっていただきたいと思つておりますが、西川政務次官にお聞きします。

今度、政務次官の役割も随分変わつてきたと言われております。西村前防衛政務次官がある雑誌でこのように話をしておられます。例えばまず、政務次官のだから政府答弁を超える発言をしてはいかぬという指摘がありました。どうもこれは誤解があるようなので反論しておきたい、次の国会は政府委員の答弁を廃して政治家同士の討論の場になります。これは単に政府委員たる官僚が国会に出てはいけないというだけの意味ではありませんが、官僚のかわりに政務次官が政府委員の役割を果たすというのでは、全く制度改革というふうにはならない。私もそれは本心に全く一致した意見であります。

ではどういふことなのかというと、政府委員制度の廃止というのは、政治家たる政務次官は、政府見解を前提としてそこから議論を始めるということだ、議論というのは政府見解を述べるだけではない、政治家として自分の意見を述べるべきことができる。これについては私もなるほどと思つてあります。

ますが、西川政務次官はどう思われますか。

○西川政務次官 島委員にお答えをいたしますが、ただいまの御指摘は大いに共感を得るところでございます。しかしながら、個人的見解の表明の仕方というものに若干の知恵を使う必要があるんじゃないか。それは、例えばこのたびの国会の活性化に基づく法律案の中では、「政務次官は、その機関の長たる大臣を助け、政策及び企画に参画し」というところがございます。こういうプロセスにおいて自身自身の意見を明確に述べるといふことを行いながら、幾重かのフィルターにかけてこうした公式の場で御答弁を申し上げることが至当ではないかと思っております。先生のその思いも私と一致するところがあるかと思いますので、しかし、のりを越えないように気をつけてやっていきたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○島委員 のりを越えろとは申しませんが、やはり国会活性化のためにいつものような形でやっていただきたい、そう思う次第でございます。そういう意味で、ちよつと東政務次官にお尋ねをいたします。

医療活動について質問をするという質問通告をさせていただきます。これは私自身の主張をまず申し上げるわけですが、例えば、今回の西ティモールへの避難民救援国際平和協力業務の実施で、今回は航空自衛隊を派遣されて、いわゆる輸送業務だけをやられるというお話ですが、この場合は、人的貢献というのは医療業務ぐらいはきちんとやった方がいいんじゃないかという思いを私は持っております。それは私の主張でございます。

この医療業務に関しまして、東政務次官がこういうことをおっしゃっております、そのときも私は共感を覚えたんですが、平成十年の予算委員会でございますが、日本国憲法と同じ理念を掲げる国連憲章に基づく国連という普遍的な組織の一員として、国際社会全体が侵略国に対して立ち向かうとき、決して利己主義と孤立主義の殻に閉じ

こもつてはならない、戦場の医療活動が今までの憲法解釈によれば違憲なのはおかしいとおっしゃっているわけですね。平和主義と国際協調主義に従って積極的に行動することこそ憲法の求めるところではないかというふうに述べておられるわけですが、それに関しましては今も変わられませんか。

○東政務次官 そのとおりであります。

○島委員 極めて明快に御答弁いただきました。ありがとうございます。この答弁をもとに、これからしっかりと本委員会できちんとやらせていただきますと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

PKFの問題であります。連立政権樹立に向けて、自民、公明両党の政策協議の合意内容に、いぬゆる国連平和維持隊の本体業務参加への凍結解除が盛り込まれております。これから日本が積極的に国際貢献を果たす上である意味でいい方向に進んでいるというふうに私も思っております。

東政務次官は非常にこの問題にお詳しいわけですが、基本的には、いぬゆる本体業務を含めたPKFへの全面参加は国際社会では常識だと私は思っておりますが、そういう認識でよろしいですね。

○東政務次官 島先生に申し上げますけれども、本場に議論をしたいということであるならば、私が島委員からこういう質問をさせていただくというものは違う質問に今なっているんですけれども、そういう問題についてちゃんとした議論をしていく、それがまさに今回の政府委員制度廃止の意味があるんだらうと思うんですけれども、それについて今ここで議論するのがいいのかどうなのか、よくわからないんですけれども、もう一度、本来この場で島委員からこういう質問をしたいと言われていることは違う質問をされているんですけれども、委員長、この点についてどういうふうに処理したらよろしいんでしょうか。

○島委員 私は、質問通告のときに、西ティモ

ルへの自衛隊派遣の問題についてということで質問通告をしているはずであります。これは関連質問という形で申し上げているわけですから、決してそれは通告していないというふうにとらえておりません。ですから、お答えください。

○東政務次官 そうしますと、西ティモールのいぬゆる避難民、約二十数万人いるわけですから、そこでも今後十数万人の方々が残られるという見通しがあるんですけれども、それに対して日本政府としてどのような活動をしていくかという問題ではなくて、それに関連して、今、島委員がおっしゃっているPKF云々ということとは、どういふかわかり合いますか。

○島委員 多分、今のこの議論は、平たく言えば、質問通告が明快でなかったから答ええない、そういう言い方と考えていいですか。

○東政務次官 いや、今、島委員が関連質問だと言いますから。

西ティモールにおいては、PKO活動というのは展開されていないわけですね。だから、そことPKF、今、島委員が御下問になられているPKFとのかかり合いというのはどういふかわかりませんが、質問の趣旨がよくわからないということをおし上げています。

○島委員 まず、委員長、どういふことで先ほど言われました。委員長にもきちんと申し上げます。

これは、その質問の仕方については、今各理事会で議論をするという話になっています。どういふ進め方をするかに関しまして、関連質問と申し上げましたのは、例えば私が視察させていただいたイギリスの議会におきましては、関連質問というのはいくら広がついていいという話なのかという話でございます。

今おっしゃった御趣旨は、逆に私にはよくわかりませんが、私が申し上げたのは、この東ティモールの問題、西ティモールの問題から言っていくと、いづれ例えこういう論理展開を——では、きちんと申し上げますと、西ティモールへ派遣し

ました、いづれ今後日本というのはこういうふうになつていくだろう。例えば、暫定統治機構とどうかかわっていくか、そしてPKFへの参加をどういふふうに考えていくか、そういうふうな発展をしていく。そういうことを考えて、今議論をしているんです。

これは、たしか外務委員会、前、同じ党のとき、あつたはずなんです。例えば、仮定の質問というのは答えたくないという話があつたときに、ちよつと東政務次官もおられたと思いますが、どういふ発展していく場合には、それは仮定の質問であつても、外務というのにはプリベア・フォーザ・ワースト、ネバー・セイ・ネバーだから、そのときに応じて話をしていくんだという話を私は申し上げたんです。そういう意味で関連質問と申し上げた。

○二見委員長 東さんからの話もありますので、ちよつと整理しますと、西ティモールの問題とPKFとは、西ティモールではPKO活動じゃありませんからね。ですから、これとは別にPKFについてどう思いますかというふうな整理していいわけですか、あなたの質問は。(島委員「もう一度言ってください」と呼ぶ)

西ティモールの問題は西ティモールの問題として、PKFの解除の問題は、西ティモールの問題から派生して——一般論としてですか。(島委員「問題から派生して、今後として可能性があるかどうか」と呼ぶ)西ティモールでPKFの解除ということですか。(島委員「西ティモールの関係ないです」と呼ぶ)関係ないでしょう。

西ティモールと関係なく、PKFの問題だということに整理したいと思っております。

○東政務次官 問題の設定はわかりました。その上で、もう一度質問していただけますか。

○島委員 なかなか、新しい形にふさわしい討論をさせていただいてあげたいと思っておりますが、今申し上げましたのは、今後この問題において予想されていく形において、いぬゆる国連平和維持部隊、PKFの本体業務への参加凍結解除も考えら

れることがあるだろう、対応していく必要があるだろうと。

それで、PKFへの全面参加、つまり本務業務への全面参加は、国際社会ではいわゆる常識的なものととらえられていると考えてよろしいでしょうかという質問でありました。

○東政務次官 それは、島委員、また僕は頭が余りよくないですから頭がこんがらかるわけですが、今度は東ティモールの問題において、今UNTAEIT、国連東ティモール暫定統治機構というのが設立されたわけですが、その絡みの中で、いわゆる日本のPKO本務業務、この解除の問題を含めた上での質問をされているんですか。

それとも、東ティモール問題とは別に、PKO活動全体の中で、もう既に三党合意あるいはまたこれまでの数年間における議論を踏まえた上でのPKO本務業務の凍結解除、この問題を言われているんですか。それがよくわからないんです。もう一度質問を明確にしたいと思いますが、さういいます。

○島委員 今の質問は、明確にしてくださいという、逆に言えばほとんど、私はきちんと申し上げているつもりです。きちんと申し上げているつもりなのに、明確に明確にと、それは逆の話じゃないですか。

私が申し上げているのは、何度も言うように、PKFへのいわゆる本務業務に参加するというようなことに対しては、いわゆる普通の常識的な行為と考えてよろしいです。というふうに申し上げている。それは特別なものなのか、一般的なもののなかという話でいけば、一般的なものですというふうにお答え——お答えください。

○東政務次官 現在、御案内のとおり、日本の場合はいわゆるPKOの本務業務、日本ではPKF本務業務というふうになんていいますが、これが凍結されているわけですから、まず具体的なさういふ活動に入るか入れないかを論じる前に、このPKFを凍結解除するかどうかなのか、これが先になつてくるんだと思うんです。

その点に関しては、既に三党合意でもあり、ま

た、さきの委員会においてもいろいろと議論されているとおり、過去十数回における日本のPKO活動参加を通して国民の約八割の方々が、日本のPKO活動に対して積極的な参加の意思、また、参加すべきであるという表明をされております。そういう意味においては、PKO活動全般に対しての国民の理解というのは一層高まってきているのではないのか。

そういう意味で、いわゆるPKF本務業務の凍結解除、これをぜひとも政党内において議論していただいて、またそれに基づいて政府としても検討させていただきたい、このように思っているわけですが。

○島委員 時間が来てしまったようなんですが、今私は、まず最初に一般論を聞いて、どんな具体論に入っていくという仕方しようと思つたんです。こうです、こうです、こうです、こうです。そのときに、一般論で、先ほどわからないとおつしやつたけれども、本当にわからなかったのかどうか。これはきちんと後で議事録、精査しますけれども、私はわかる形で言つていたと思う。それを、わからない、わからない、わからない。これが反論権だとすると非常に問題があると私は思う。私は、そこを聞いてだんだん具体論に入つていって、いろいろな形にしていこうと。

二つあった。関連質問とは違うから、はっきりと事前通告と違つたとなつていたら、それは質問通告というものの概念をどうとらえるか。これはこれから議論をしていくという話になつています。御存じのように、イギリスのクエスチョンタイムだったら、きょうの日程は何ですかというだけあります。それだけでいいの、それとももっときちんとするのかといつたら、これから議論をするという話だつたわけでありました。

だから、私は試行的にやってみた。そうしたら、それではおかしいという話になつた。そこから始まつて、私が一般論からだんだん具体論、個別論に入つていこうとした段階で、わからない、わからない。私はともかくきちんと議事録を後

で精査しますけれども、私の言っていることはわからないのか。

そしてまた、今、頭が悪いからというふうに御謙遜で言われましたけれども、それでは外務総括政務次官、そういう謙虚だけでは務まりませんから、日本の外交をやつていただくわけですから、人が言つたことをできるだけ理解してもらわないと困るわけですよ。それでしよう。また、それは謙虚なことかもしれないけれども、だれがだれについて私わかりませんから、頭が悪いからと謙虚で言われても、ほんやりしたのからその人の意図をつかみ取つて、それで話をしていくというのが外交の一つの要諦であると思ひますから、その辺をきちんと気をつけていただきます、きょうの議事録をきちんとやつた後でやらせていただきます、と思います。

○東政務次官 島委員は、一番初めに私に質問したいと言つたのは、西ティモールの件でした。当然、それに関連するものとしてPKOの活動に発展していくということであるならば、それはいいわけですが。したがって、私は、その質問の趣旨がどこにあるのかというところをお尋ねさせていただきます。

西ティモールへの日本の人道支援活動とPKO活動そのものとは関係ないわけですが。したがって、全く関係ないとは言いませんけれども、先ほど島委員が質問されたその西ティモールへの支援活動から、即一般論としてのPKO活動、とりわけ今御下問のPKF本務業務にどういうふうにかかわっていくのか、それを私の頭では理解できないというのを申し上げたのであつて、まさに今島委員が言われるとおり、質問の趣旨または質問の本旨を理解した上でちゃんと答えたいし、また議論したい、そういう意味で先ほど述べました。

もし私の言葉で感情を害するようなことがあるとするならば、私の本意ではありませんから、さういふ意味でござります。

○島委員 これからもこのような有効な議論がで

きることを期待しまして、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○二見委員長 次に、桑原豊君。

○桑原委員 民主党の桑原でございます。瓦長官は同郷の尊敬する大先輩でございます。質問をさせていただくことで大変気持ちが引き締まった思いがいたしております。

そこで、まずお伺いをしたいんですが、このたび出されております自衛隊員の皆さん方の給与、待遇、そういったものの改善については、私は、任務の困難さ、そういうものも考慮しながら適正な改善である、そういうふうな認識をいたしております。

そこで、そういった問題とも関連をいたしますけれども、まず自衛隊の定員の問題ですね。中期防におきましては、年々計画的にかつ段階的に削減をしていくと。定数だけではなしに、実定員についてもそういった形で取り組まれておられるわけでございますけれども、昨今、先般成立をいたしました周知事法、あるいは自衛隊の皆さんに対する、災害での対応ですね、あるいは国際協力の問題、今出ておりましたけれども、自衛隊の皆さんに対するいろいろな期待も含めた、そういう要望も含めて強いものがあると思うんです。

そういったことの中で、これから定員問題をどういうふうにしていくのか。来年ですか、中期防も一応見直しをして新しいものに、この定員の問題も含めて変わっていくわけですが、今後、定員の展望、そういうものをどう考えておられるのか、まずお聞きをしたいと思ひます。

○瓦国務大臣 桑原委員にお答えをいたします。自衛隊の定員について今後いかに変更していくか、考え方を求められたわけでございますが、我が国の個々の防衛力のあり方につきましては、防衛大綱に従ひまして、我が国の防衛のみならず、今委員からも御指摘のように、大規模災害でありますとかあるいはPKOとか、また多方面から自衛隊に対する期待が寄せられておられるわけでありま

すし、多様な事態に対し有効に対応し得る自衛隊を目指して必要な各種機能の充実と質の向上を図るといことが求められておるもの、かように考えます。

また、冷戦終結等の国際情勢の変化等も踏まえますと、その規模につきましては、合理化、効率化、コンパクト化を図ることとしたしておるわけでございます。このような考えのもと、陸上自衛隊の常備自衛官につきましては、従来の十八万人から十四万五千人にすることにいたしております。現在その移行過程にございまして、実員につきましては定員を踏まえて削減を行つてゐるところでございます。

また、海空自衛隊につきましては、防衛大綱上自衛官定数の将来目標は定められていないわけでございますが、今後とも、艦艇、航空機等の維持、運用等に必要最小限の定員及び実員を保持していく考え方でございます。

○桑原委員 御丁寧にお答えをいただきましてありがとうございます。

次に、先月の十二日に公開をされましたアメリカ大統領国務長官特別補佐官ペリー氏の報告についてお伺いをしたいと思います。

このペリー報告は、新しい情勢のもとでアメリカが北朝鮮政策を見直していく、どういう方向で臨むのかということを示した、日本の東アジアにおける今後の安全保障政策にとつても大変重要な影響を及ぼす、そういうものだというふうには受けとめております。

一九九四年、北朝鮮の核開発に関連をしてまさに一触即発の状態が起きた。その危機を回避するために、KEDOの枠組みにつながる合意された枠組みというものがつくられた。そして、金日成主席が亡くなられて金正日体制にその後かわつた。また、弾道ミサイルの、いわゆるテポドンとかノドンとかというような問題が新たに生じてきた。また、クムチャンニの再びにわたる核疑惑の問題が出てきた。そして、そういう中であつて、韓国は包容政策を基本にして対応していく、アメ

リカもそれを支持する、日本も当然のことながらそれを支持するという形で来たわけでございますけれども、そういった新しい情勢のもとでどう見直しをしていくのか。その見直しも、単に米朝関係の改善ということだけではなしに、アメリカは、東アジア全体の平和と安定、そういう一つの目標にしながらこの政策をつくつていく、見直ししていく、そういう考え方で、この報告の作成過程では日本政府の考え方もある意味では十分聞いて、連絡をとりながらつくつてこられた、こういうふうな思ふわけですね。

この報告を私も一読させていただきましたけれども、かなりの部分が非公開になっております。ですから、読むことはできませんけれども、公開された部分を見る限りでは、対話というものを極めて重視している、北朝鮮との対話。これを発展させて東アジアの冷戦を終結させたい、そういう思いがにじんでおるわけですが、しかし一方では、北朝鮮の対応次第では抑止というものもちゃんと備えておくんだよ、このことも強調されております。ただし、その抑止は、本当に戦争を遂行するということではなしに、そういう抑止を持つことによって対話の道に北朝鮮を引き戻すんだ、こういう目的が述べられているというふうに私は思ふわけでございます。

一九九四年のあのときにも大変なことになつておれば、もう取り返しつかない大きな犠牲を払うような大変なことになったという深刻な反省が私はあるというふうな思ふわけですが、そういうことも踏まえながら、韓国のとる包容政策を支持しながら進めていくという、米議会の中では一部融和主義だというふうに批判をする向きもありましたけれども、東アジアの人たちの思いをしつかり受けとめた、ある意味ではアメリカの大変柔軟な、かつ現実的なそういう考え方が、こういうふうには私に見えておるわけです。

こうした姿勢というものは、日本の安全保障にも大きな影響を与えていく、あるいは日本もそのことに対していろいろな思いを持つということになると私は思ふんですけれども、その点について、瓦長官、率直な評価、それをひとつお聞きしたいと思ひます。

○瓦国務大臣 桑原委員からの御質問でございますが、冒頭ありましたように、桑原委員と私は同郷でございます。いわゆる日本海に面したところで生をうけたわけでございます。日本海への思いや、また近隣の朝鮮半島、シベリア、ロシア、これらの状況につきましては、ある面では深い関心をお持ちになることも私もよく理解できるわけでございます。今、北朝鮮問題につきまして、ペリー調整官の報告書も踏まえて、御意見と御質問があったわけでございます。

私から率直に申し上げまして、ペリー調整官の御苦労、アメリカにとりましては、大変な忍耐と辛抱によりまして、北朝鮮をいわゆる話し合いのテーブルに乗せよう、東アジアの安定を図ろうという、私は、アメリカの外交におきまして随分と腰を落した仕事をしていただいております。幾つかの危機感を持つて私どもは対処しなければならぬ問題に出くわしたわけですが、それらを乗り越えることができたし、また、日本海におきましての不審船事案とか、いろいろまだ不安、危機感が存しておるわけですが、一日も早くこの米朝協議がうまくいくように、今肯定的な方向に動いておりますが、私は、望ましい方向にあるとはいひながら、その成果を上げることが期待しておるものであります。

とりあえず、委員からの質問は、率直にどう考へるかということでございますので、率直なところ、さように御答弁をさせていただくわけでございますが、述べられましたペリー報告書の問題について触れますと、第一の道は、包括的かつ統合されたアプローチによる北朝鮮との交渉でございます。第二の道は、北朝鮮が第一の道を拒否した場合に脅威を封じ込めるための措置、北朝鮮を第一の道に回帰させる措置であるということで、抑止の方向づけも持ちながら、ペリー調整官の報告

書は盛られておるわけでありまして。我々にとりましては、さらに朝鮮半島及び我が国を含む東アジアの安全保障にとつて肯定的な結果がもたらされているということに期待しつつ、なおしっかりと見守つていかなければいかぬと考えております。

○桑原委員 長官の率直な、肯定的な評価、そしてペリー長官の忍耐あるいは対話重視の路線というものの対する率直な考え方、私も同感でございます。

ただ、公表されていない部分がございまして、それがどうなのかというのがもろもろわかりませんので、全体的な評価ということにはならぬわけですが、私には、この公表されていない部分というものは、全体の文脈から見ると、どうもいわゆる第二の道の抑止の部分がそれに入つてゐるのではないかと、こういうふうな思ふのです。推測をするわけですが、

瓦長官は恐らく公表されていない部分もごらんになつてゐるのかと思ふのですが、その中で、これは知つていても、公表されないわけですから、それを述べることはできないと思ひますけれども、私は、日本の軍勢力に対してアメリカが何らかの新しい要求をするとか協力を期待するとか、そういうようなことがこの中に含まれてゐるのかどうか、それはウィカノンか、そういうような程度で答えでも結構なのですから、お答えできるかどうかしたらその点お聞きしたいと思ひます。

○瓦国務大臣 桑原委員から、さぞ瓦は非公開部分にしても承知しておるであらうという推測を交えての御質問でございますが、防衛庁といたしまして、私といたしまして、実は非公開部分につきましては承知をしております。御質問にお答えするということは困難でございます。

ただ、委員から御質問のように、日米安保体制を維持することによりまして、日米の運用面の効果的な協力体制の構築に努めることによりまして、我が国の平和と安全を確保するとともに、朝

鮮半島を含む東アジア太平洋地域、いろいろ不安定要因もございますが、平和と安定のため最大限私どもは協力をし、安定に尽くしていくことが大切なことである、かような認識を持って職務に当たっておるわけでございます。

○桑原委員 この報告の中で、私は一つ気になるところがありますか、私の思いととも、違ふところがございます。それは、提案される戦略の長所ということの中で、こういうくだりがございす。安全を、安定を脅かしているのは北朝鮮の核兵器及び長射程ミサイル関連活動である、同様に、政策見直しにより勧告されたアプローチは、米国の戦域ミサイル防衛、TMD計画を制約するものではなく、また韓国及び日本がこの計画に参画する機会を制約するものではない、対北朝鮮政策見直しチームはこのような連関は一切なされるべきではない旨明示的に勧告をした。こういうくだりがございす。

私は、TMDというものが本当にこのペリーさんが報告をされているような第一の道、あるいは第二の道も含めて、TMDを北朝鮮政策の一つの対応策として出していくことが本当に必要なのかどうか。私は逆に、このことを通じてさらに、北朝鮮だけではなしに中国なども含めた非常な警戒感呼び起こすのではないか、そして、さらにそれを越えるような軍拡競争、そういうものにつながっていくのではないかと、このこと、私はこのTMDについては非常に効果を疑わしく思っているわけですが、日本政府は開発研究についてアメリカと共同で踏み切るといふことにいたしました。この点について、互長官もそういう線で走られるわけでしょうけれども、私は、ぜひこの点については一度立ちどまって見直しというものを考えていただきたいと思いますので、TMDというもののに対する評価と対応というものをちょっとお聞きしたいと思ひます。

○依田政務次官 TMDについてお尋ねでございます。

今世界的にはまさにミサイルが拡散している状況でございます。北朝鮮の問題ももちろんでございますが、私どもとしては、この弾道ミサイル防衛は、我が国が弾道ミサイルによる攻撃を受けた場合にこれを迎撃するという純粋に防衛的なシステムというように考えておりました。それ自体が他国に軍事的脅威を与えるというものではございせんし、したがって、本来的に軍拡競争を引き起こしたり、地域の平和と安定に悪影響を及ぼすというようなものではないというように考えております。したがって、BMDにつきましましては、現在行っている日米共同研究というものを再検討するという必要はないというように考えております。

なお、この点については近隣諸国等いろいろな御意見もございすので、私どもは、この防衛的性格というものをよく理解いただくと説明に努力しているところでございまして、今後ともこの透明性の確保という面で努力していきたいというように考えている次第でございます。

○桑原委員 研究に着手することは開発に直接つながるものではない、こういうような理由づけもあつて、我々も認めてきたという経緯がございすけれども、研究段階とはいへ、やはり私は、そのことを通じた近隣諸国の反応というものを常に見きわめながら慎重に対応していく、そういう考慮が必要だというふうに思ひます。ぜひそういう方向で対応していただくようお願いもしておきたいと思ひます。

互長官、次に有事法制の問題について伺ひをしたいと思ひますが、長官は、就任に当たりまして、マスコミのインタビューに答えられて、有事法制については、昔は議論することすらなかなか難しかったけれども、今はそういうことをある意味ではちゃんと議論をしていく、そんな状況にある、こういうふうな認識をお示しになったと思ひますし、さらに、ぜひ法制化という方向性を持ってこの問題には取り組んでいきたいというふうな趣旨で御発言をされたように伺つております。

そこで、お伺ひしたいのですけれども、有事法制というのはどういう事態に対して対応するため法制なのか、いわゆる有事というのはどういうふうな認識をされているのか。これは各般のいろいろな議論があつて、いろいろな意義づけがなされておりますけれども、長官として、どういうふうな事態を有事と考えておられるのか、そして、法制化に取り組みたい、その方向性を打ち出されたけれども、一体いつの時点からそういうことと国会論議を始めていこうとされているのか、そのことも含めて伺ひをしたいと思ひます。

○互務大臣 答えいたします。

有事という言葉は法令上の用語ではございせん、その意味は必ずしも一義的であるわけではございせんが、有事法制研究という事につきましては、同研究は、自衛隊法第七十六条によりまして防衛出動命令が下されまして時点を以て降における自衛隊の円滑な任務遂行に係る法制上の問題の整理を目的としておりまして、その意味で、ここで言う有事といふのは、防衛出動命令下有事態ということになるわけでございます。

また、この有事法制研究は憲法の範囲内で行うものでございすので、旧憲法下の戒厳令でありまして、戒厳令のような制度を考へるというようなことはあり得ないわけでございますし、加えて、言論統制のような措置も検討の対象としていないというところは、これはまた繰り返し申し上げてきておるところでございます。

本研究につきましては、いわゆる国民の広くが理解していただけるように私どもは努力をいたしかなければならない問題も存しておるといふぐあいに考えております。

ところで、これからどういうタイムスケジュールで考えていくのかというようにも加へての御質問でございす。今までは、有事法制につきましては、自衛隊法等の防衛庁所管の法令、いわゆる第一分科につきましては、現行法令に基づき

まして、法令の未制定の問題等や、また他省庁所管の法令、これは第二分科と言われるものでございす。道路法、建築基準法等の幾つかの法令に係る特例措置の必要性等が指摘をされておるわけでございます。現行法制上、なお不備な事項が残されていることは事実でございます。これらの研究を進めなかならぬ。また、研究にとどまることなく、その成果につきまして法制が整備されることは望ましいと思ひます。また、研究に与つては従来から申し上げておるところでございます。現実には法制化を図るというためには、高度の政治判断にかかわる問題でもございす。先般の三党合意を踏まえるとともに、国会における議論や国民世論の動向などをよく見ながら、適切に対処してまいりたいと思つておるわけであります。

重ねて申し上げますが、これらの問題を整備しておくといいことは、私は平時において取り組む大事なことというぐあいに理解をいたしております。国民に広く理解が得られるよう、最大限の努力をしてまいりたいと思つておるところでございます。

○桑原委員 このことに関連して、自民党の亀井政調会長が、十月の三十一日に松江市で開かれた鳥根県連のパーティーでございす。お話をしまして、その中で、ガイドライン関連法に基づく対米支援について、新聞報道では、米軍に協力した場合、相手国は日本を敵性国家とみなし宣戦布告する、周辺事態はそのままで推移することはない、直ちに有事に展開せざるを得ない、こういうふうな発言をされた報道されております。

私は現場で聞いたわけではございせんので、新聞報道から類推をするしかございせんけれども、亀井会長の発言は、周辺事態での対応が有事を惹起する、そして相手国は敵性国家だといふふうにとらえて日本を攻撃してくる可能性がある、こういうふうな、周辺事態が有事に直結する展開をおつちやつておるようなんですけれども、私の認識では、周辺事態といふのは、いろいろ議論をやりましたけれども、基本的にはアメリカのそういう

う武力活動、米軍の武力活動と一体化するものではない、そして、そのことによって諸外国から日本が直接攻撃をされるような、そんな事態ではないんだ、むしろ法の建前としては周辺事態に対応することによって有事というものを起こさないようにする方策なんだ、こんなふうな理解をしておるわけでは、亀井会長の、まあ新聞ですからあれですけども、伝えられるような展開になりますと、まさに周辺事態は有事につながる、こういうことで、それに対する認識が法的前提と全く違うのではないか、私はこういうふうな思ふんです。ずれてる、こういうふうな思ふを得ないわけですけども、この点について、長官は了知されていると思いますけれども、どんなふうにお考えかということをお聞きしたいと思います。

○依田政務次官 依田でございます。

周辺事態法に関する認識、これは全く同感でございます。日米安保体制により、より有効な運用を確保し、そのことを通じて、我が国に対する武力攻撃の発生を抑止する、すなわち我が国が有事を招かないためにまさにあるという認識に立っておりまして、それは先生と同様でございます。

ただ、亀井先生の発言は、後ほど、これは当日、官房長官が記者会見で正式にコメントしていますが、亀井さんの本意は、そういう問題について十分議論しなきゃいかないということとおっしゃったというように理解しております。ところでございまして、私も、亀井政調会長の発言につきましては、防衛出動を命じられるという事態における自衛隊の行動にかかわる有事法制の問題についてはこれから十分議論しなきゃいけないという趣旨で述べたんだというように理解しております。

○桑原委員 いたずらに、短絡的な発想で危機感をあおるような影響を与えると私は思います。そういう意味では、そんな環境の中で有事立法を議論することにはならないと私はやはり思うんです。有事立法の問題というのは、そんなこ

とは切り離して、具体的にこんなことを考えているんだということなどもちゃんと出して、きちっと冷静に、ある意味では慎重に議論をすべきことでして、私は、周辺事態法をつくることによって、有事立法を議論する、そういう環境というのはむしろ遠のいたというくらいに思っているんでして、そういう意味では、亀井発言というのが、真意のほうは今おっしゃられたとおりかもしれませんが、大変な間違った方向での議論につながっていく可能性もございしますから、私は、ぜひ慎重にそこは考えていただかなければならないということ、まだもつと議論をいたしたいわけですけども後ほどにして、私の質問はこれで終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

○二見委員長 次に、佐々木陸海君。

○佐々木(陸)委員 日本共産党の佐々木陸海です。

在日米軍は、横浜市瀬谷区の米海軍上瀬谷通信施設の一部など、同市内の複数の米軍基地、施設約百八十ヘクタールを返還する、その見返りとして米軍人軍属の住宅を日本の思いやり予算で建設してほしいということを日本側に申し出ているということが報道をされました。先ほどの質疑の中でも、事務レベルの話としてそういうことが出てきているということを防衛庁長官もお認めになったようでありました。

在日米軍が使用しなくなった施設は、直ちに無条件で全面返還するのが当然であります。それにもかかわらず、施設の一部返還を条件にして新たな米軍基地建設を持ち出すなどというのは、極めて重大な問題であります。

そこで、まず伺いますけれども、米側が返還できると言っている施設は、伝えられるところによりますと、上瀬谷通信施設、横須賀海軍施設、池子住宅地区、海軍補助施設、根岸住宅地区の一部、約百八十ヘクタールとも二百ヘクタールとも言われております。それぞれの施設のどこを返還する、できると言っているのか。それからま

た、返還の条件として米軍基地を建ててほしいという要求が出されたというけれども、どんな内容なのか。事務レベルとはいえ、具体的なものが示されているはずだと思いますので、それについて報告をお願いしたいと思います。外務省でも防衛庁長官でも結構ですが。

○瓦国務大臣 佐々木委員からの御質問でございますが、神奈川県内におきましての米海軍の家族住宅が不足しているといまして、家族住宅の建設要望があり、事務レベルの意見交換の過程において米軍から一つの考え方が示されたことは事実である、実は、佐々木委員の前にもさような質問がございましたので、そうお答えをし、また、それを踏まえて佐々木委員から再質問のような形でございました。

あくまでも事務レベルの意見交換の過程で示されました米軍としての一つのアイデアでございます。具体的内容につきましてはお答えするのは差し控えていただきたいと思います。

○佐々木(陸)委員 この上瀬谷通信施設の一部などがもう使われなくなっているというところとは、もうかなり前からはっきりしていたことでありまして、現地の横浜市なども、早く返せという要求をしてきたところであります。

私たちが、当委員会でも、九六年の十二月の五日の委員会でしたが、中路委員が、この米軍の海軍の文書、「カミセヤ・ランド・ユース・プラン・スタディー」、九四年の三月の十一日につくられた文書、こういうものまで示して、これでは、どこの基地のどの部分が要らなくなる、そこをどだけ住宅が建てられるというようなことを計画し、そして、九四年の二月二十八日から三月三十一日には、米側が、ハワイから当局者が来て、現地の視察までやって打ち合わせをしているというところまでこの米軍の文書に書かれている、そういうことまで当委員会でも明らかにしているわけでありました。

だから、何か今突然出てきた話だったらしいるまだあるでしょうけれども、使っていない基地の部分があるということはずっと前からはっきりしていると思うんですよ。それについて、防衛施設庁も外務省も、詰める作業は何もやってきていないんじゃないですか。

○瓦国務大臣 お答えいたします。現在、米軍に提供している施設・区域につきましては、提供目的に従いまして使用されているものと承知をいたしておりますが、今、委員からのお尋ねは、不足しておる住宅問題、米側といつてから意見交換をしているか、かような質問でよろしいでしょうか。今、いつごろからその不足問題について……(佐々木(陸)委員「基地が不足しているという話はもう前から出ています」と呼ぶ) 不足になっている、使っているかどうかというその問題ですか。

それで、いわゆる米軍に提供している施設・区域につきましては、提供目的がありまして、それに従って使用しているわけでございしますので、流布される中でそういう御意見があるといまして、私も、私もといたしましては、提供目的に従いましてそれぞれ使用をされている、かように承知をいたしておるわけでございます。

○佐々木(陸)委員 そうすると、長官、端的にお聞きしますけれども、米側から返すと言っている限り、米側が必要を持てて使っているというふうに解釈することですか。

つまり、もう使っていないというふうなことがかなり明確になっていても、日本側から、これは使っていないんじゃないのというふうなアメリカにきちんと聞いたですというふうなことは一切ないということですか。

○瓦国務大臣 これは一般論としてでございますが、地位協定の第二三条におきまして、米軍は必要でなくなった施設はいつでも日本国に返還しなければなりません、また施設の必要性を絶えず検討することといたしておるわけでございまして、この協定の意味からも、米軍としては使っている、使用しているということ、そしてまた、必要でなくなった施設は日本国に返還しなければなら

んじやないかというふうに質問いたしましたら、技術的基盤はあるんだ、だから研究した上でさらにそれが発展していくであろうという趣旨の答弁もありました。

この程度の研究にこの程度のお金を使い、さらにそれを量産し配備するというになると、開発段階で一千億から二千億円、実戦配備では一兆円かかるというようなことも報道されているわけでありました。これだけ国の財政が逼迫し、国民がさまざまな負担増を求められているときに、とても国民が納得できる問題ではないと思うんです。

先ほどの質問もありましたが、防衛庁長官、これは、水増し請求の問題だとか談合の問題なんかも出てきているわけでありまして、あくまでこの金食い虫的な計画を進めていくおつもりなんでしょうか。

○瓦国務大臣 ただいま、弾道ミサイル防衛、BMDについてお尋ねでございますが、委員も御案内のとおり、御承知と思いますが、弾道ミサイル等は、移転、拡散が進展する状況や我が国防衛政策上の重要な危惧すべき課題であると認識しておりますわけでありまして。かかる認識のもと、昨年十二月二十五日の安全保障会議の了承を得て、平成十一年度から海上配備型上層システム、NTWDを対象とした日米共同技術研究に着手したところであります。

今私が申し上げるのは、委員からお尋ねの弾道ミサイル防衛については、弾道ミサイル等の移転、拡散が進展している状況、我が国防衛政策上重要な課題であるという認識から、このBMD研究につきましても、安全保障会議の了承を得ながら、日米で着手しておるところでございます。こうした中で、日米間におきましては、ミサイルの四つの主要構成部品に関する設計及び赤外線シーカーの試作を対象とした共同技術研究を開始したところでもございます。

私は、我が国にとりましての安全を確保する意味で、やはりこうした研究は必要なもの、こう理解をいたしております。

○佐々木(陸)委員 研究をした上で、開発、量産、配備、そういう方向も、防衛庁長官、展望しておられるということですね。

○瓦国務大臣 それらはそれぞれの段階においてまた検討をし決定をするものでございますから、現在、今私が申し上げたように、将来を見通せば、こういう環境であることを心配し、また配慮をし、日米間で共同技術研究を始めたということでございます。これらにつきましては、それぞれの進展の度合いによりましてまた検討をされるもの、このように考えております。

○佐々木(陸)委員 それぞれの段階で検討をし、取りやめになったら、それまでにつぎ込んだお金は全部防衛産業へのプレゼントになつてしまふ、むだ遣いになるということと言わなきゃならぬと思うんです。

しかも、そもそもこのTMD構想を進めることが日本にとって有益かどうかという根本問題があると思うんです。

政府は、このTMD、今長官はBMDというふうにおっしゃっていますが、これは実体的には同じものですが、純粹に防衛的なもの、地域の平和と安定に悪影響を与えるものではないと再三説明をされてはおります。

しかし、例えば中国外務省の軍備管理軍縮局長が、つい最近も、世界の戦略バランスを崩し、核軍縮、核拡散の防止に不利な結果をもたらす、こういうことをコメントしています。そういう意味からいえば、現に軍事的緊張を、これを研究するということだけでも高めるという方向にこれが作用している、そういう現実があるんじゃないやしませんか。その点はどうか御認識になつていないでしょうか。

○瓦国務大臣 重ねて申し上げますが、弾道ミサイル防衛、BMDは、我が国民の生命財産を守るための純粋な防衛的かつ他に代替手段のない唯一の手段であるということ踏まえまして、我が国防政策上重要な課題と認識して取り組んでおるわけでございます。

なお、周辺諸国を初めそれぞれにおきましては、これらの問題について理解を得べく数次にわたつて説明をしておるわけでございます。私は必ずや理解が得られるものと考えております。

○佐々木(陸)委員 純粹に防衛的といつても、これが本当に効果的なものになれば、相手側の、言つてみれば抑止力を減ずるわけでありまして、より強いその防衛網を突破するような新しいものをつくりなさいいけないということに駆り立てられるわけでありまして、それ自体が防衛的だから、近隣諸国の理解も得られて、軍拡競争を招くようなことにはなつておつしやつても、それは通用しないんですよ。そんな常識です。

軍事情勢の客観的な評価を目的としている研究所の「ミリタリー・バランス」、つい最近の号でも「たゞと限定的なミサイル防衛能力であつても、これに打ち勝つことを確実にするために、中国は戦略兵器を増強し、対抗措置(多弾頭の使用を含む)を向上させるよう財源を費やさなければならなくなるであろう」という分析をしているわけでありまして。

それからまた、アメリカの、あのペリー報告を出したペリー政策調整官も先日来日したときに、TMDについて、日本にはお勧めしない、中国との軍拡競争を引き起こす可能性がある、こういうことを言っているわけでありまして。

私は、これは当然の方向だろつと思つます。こういう、本当に実際に効果があるかどうかともアメリカでも疑われて、なかなかはっきりしない、そんな問題に多額の金を費やして、しかも隣近所との緊張を高めていくような、こんな計画は即刻取りやめるべきだということをはつきりと申し上げておきたいと思つます。

次に、まだ若干時間がありますので、PKFの凍結解除の問題について質問をしておきたいと思つます。(発言する者あり) 通告はきちんとしてあります。

与党三党は、連立政権発足に当たつて、PKFのうちPKF本体業務の凍結を解除するための法的措置を早急に講ずるというふうに合意をしております。

私たちは、こういう凍結解除の問題には反対であります。もともとPKF協力法そのものが、戦後初めて海外に武装した自衛隊を派遣して軍事活動に参加させるといふものであり、憲法をじゅうりんし、しかも一九五四年六月参議院本会議の「自衛隊の海外活動の爲めであることに關する決議」にも反してあり、我々はこのPKF協力法に反対をしてまいりました。そして、国民の懸念を受けて本体業務なるものが凍結されたわけでありまして、当然、本体業務なるものへの参加には反対であります。

三党合意は、このPKF協力法の、いわゆるPKF本体業務の凍結を解除して、国連の平和維持軍に自衛隊の歩兵部隊を参加させて、対立する紛争当事国あるいは紛争当事者の間に分け入つて、戦闘再開の防止や兵力の引き離し、武装解除、停戦監視などの軍事活動をさせるというものであります。

防衛庁長官にお伺いしますが、政府はPKF本体業務の凍結解除をするというお考えなんでしょうか。いつやろうとするお考えなんでしょうか。

○瓦国務大臣 我が国が国際社会への応分の貢献を行うべきというところは、委員も御理解をいただけたらと思うわけでありまして。したがつて、そのうちPKF本体業務の凍結解除を含む国連の平和活動への一層の協力につきましても、国会はもとより国民各位の御理解をいただきつつ、積極的に進めてまいりたいと考えております。

なお、佐々木委員からさきにBMDに対するお考えが述べられました。私は、我が国は、その文化といふ歴史といふ、推しはかることのできな非常な有為な財産を国民が持つておる、貴重な生命のみならずその財産も我が国は有しておると思つております。この価値あるものを我々はどうやって守ろうかということがBMDでありまして、それを破壊しようとするのが問題なのであつて、我々は、軍拡を期待してこういうことを

おこなつておるわけでありまして、私は、我が国は、その文化といふ歴史といふ、推しはかることのできな非常な有為な財産を国民が持つておる、貴重な生命のみならずその財産も我が国は有しておると思つております。この価値あるものを我々はどうやって守ろうかということがBMDでありまして、それを破壊しようとするのが問題なのであつて、我々は、軍拡を期待してこういうことを

考えるのではなく、周辺にこうした脅威がある
とすれば放置できない問題であるという意味に
立つてBMDの研究を行うということでありま
すから、御理解をいただきたいと思ひます。

○佐々木(陸)委員 何か私が日本の価値ある文化
を破壊する側に立っているかのようなおっしゃ
り方ですが、もちろん、BMD、TMDというよう
なもの、開発、展開というようなことが、一体そ
れを進めることが、本当に日本にミサイルが撃ち
込まれるようなことを防ぐ上で一番有効な手段
なのかという問題は、いろいろ検討していくべき
問題があるわけでありま。そして、これが軍拡
競争を招く要因になることは否定のしようのない
事実なのであります。

また、応分の国際貢献ということもおっしゃ
いましたが、国際貢献というものもいろいろな範
疇、いろいろな分野があるわけでありまして、何
も自衛隊が出ていかなきゃならぬということだけ
が国際貢献ではないということもはっきりさせて
おきたいと思ひます。

PKFの問題ですが、国連の平和維持軍、PKF
についてはいろいろな原則がありますけれど
も、しかし、過去において、コンゴの国連軍だと
かキプロスの国連平和維持軍とか、あるいはレ
バノンの国連暫定軍とか、こういったものが紛
争に巻き込まれ、武力行使を余儀なくされている
ことは厳然たる事実であります。コンゴの国連軍
の場合には、大砲や戦術機による爆撃まで行われ
て多数の死傷者が出ております。国連平和維持軍
というのは、任務の性格上、常にこうした危険性
があるというところは明白であります。

だから、国連は、平和維持軍と紛争当事者との
直接の武力衝突を避けるために武力行使に制限を
加えてはおりますけれども、しかし、任務の遂行
上、このように戦場に巻き込まれる可能性がある
ので、そうなった場合の自衛権の範囲や武力行使
の原則を定めているわけでありま。

そして、それを端的に言えば、決して武力行使
のイニシアチブをとってはならないけれども、武

力による攻撃に対しては実力で応戦をすることが
できる、武力行使をもって反撃することができ
るということ、これを明確に原則として定めてい
るわけでありま。

PKOの訓練マニュアルやガイドライン、SO
Pの文書でも、国連要員の生命に対する直接攻撃
または脅威に対する自衛のため、また、国連の安
全が全体として脅かされている場合、その他に、
任務の遂行を武力行使で阻止、妨害する企てに
対しても武力行使ができるということを定めてい
るわけでありま。

この国連の定めているPKFの武力行使の原則
と、自衛隊が参加する場合、PKO法で出てい
く場合の武力行使の原則とは違っているというこ
とは、防衛庁長官、御存じでしょうね。

○瓦国務大臣 国連におきましては、平和維持隊
の任務遂行を武力で妨害する企てに対して抵抗す
るための武器の使用も認められているわけでご
ざいます。しかしながら、このような武器使用は、
状況によっては国際的な武力紛争の一環として戦
闘行為を行うことになり、憲法で禁止された武力
の行使に当たることになるおそれがあり得るわけ
でございます。

このため、国際平和協力法の策定に当たりまし
ては、要員の生命等の防衛のための武器の使用の
みを規定するものとしたものでございまして、今
委員から御指摘の、双方の違い、問題につきま
しては、御理解をいただいておりますと同じでござ
います。

○佐々木(陸)委員 時間になりましたので、続
きはまた次の機会に譲ることにいたします。終わ
ります。

○二見委員長 次に、辻元清美君。

○辻元委員 社会民主党、社民党の辻元清美で
す。

さて、本日は、防衛庁の職員の給与等に関する
法律の一部を改正する法律案について審議するこ
とになっておりますが、昨年はこれを十月六日
に、同じこの法案について審議をいたしました。

そのときの議事録をちよつとひっくり返してみ
たんです。ちよつと読ませていただきます。

これは私の質問なんです、
防衛庁の職員の給与を審議しているわけなので
すが、これに当たって、実際に今この委員
会でも今回の背任事件についてさまざまな委員
の方が指摘されております。こういう問題を抱
えて、額はともあれ、やはり国民感情としまし
ては、給与について云々するののかという国民感
情がないとは言えないと思うのです。

という指摘に対しては、当時は額賀防衛庁長官
でしたが、こういう御答弁をいただきました。

今の辻元委員の御指摘については大変、肝に
銘じさせていただきたいと思ひますけれども、
確かに今、経済状況は史上最低、最悪でござ
います。失業率も最悪の状況を生じているわけ
であります。そういう中で自衛隊員の給与改定の
御議論をいただいているわけでありま。それ
も、私といたしましては、確かに、一連の背任
事件あるいはいわゆる証拠隠滅問題等々によ
りまして国民の皆さん方に不信を与えたことにつ
いて、大変申しわけないというふうに思つてお
ります。

しかし、この問題につきましては、かねて主
張しておりますように、みずからの力で自衛能
力を発揮して事実関係を明らかにするにと
もに、こうしたことが再び起こることがないよう
に、防衛庁の調達システム、それから防衛庁の
行政のあり方等々について万全の体制をしい
て、そして、言ってみれば、中興の改革的な防
衛庁の立て直しを図らなければならぬ、
と額賀防衛庁長官がちょうど一年ぐらい前に、同
じ法案を審議中に発言なさっています。

さて、そこで、その後この「中興の改革的な防
衛庁の立て直し」ができたのかどうか、二、三お
伺いしたいと思ひます。

といいますのは、この間、十月十二日には、東
京地裁で、防衛庁調達実施本部長であった諸富被
告が行った職務行為が背任行為に当たるとして、

有罪判決が出ました。そして、さらに、このと
ころの委員会でも、燃料納入をめぐる談合事件と
か海上自衛隊の艦船修理の指名競争入札問題が発
覚している。

この一年間、一年前にこういう御答弁をいた
だきましたけれども、また次から次に問題が出てき
ているという状況であることを否めないと思ひ
ます。こういうような状況で、防衛庁に対する信
頼というのは、またかまたかと、何回も、メスを
入れる入ると言いがた、また出てきたのかと
いうことで、加速度的に信頼が落ちていくと思
ひます。

さて、そういう状況を受けてまして、長官は、長
官におなりになって、今、特にこの判決が出た問
題について、防衛庁としてはどういう内部調査な
りという取り組みが残っているというふうにお
考えでしょうか。

○瓦国務大臣 辻元委員にお答えをいたします。
今いろいろ辻元委員から指摘を受けましたが、
大きな問題、課題をしまし、我々は努力を
していこうということで取り組んでおるわけでご
ざいまして、またかまたかというお話を伺いま
す。と、全力を挙げて取り組んでまいりますとい
うことを申し上げなければならぬと思ひます。ま
だ若干時間をおかしたいと思ひます。

さて、十月十二日に東京地裁で諸富元調本長の
有罪が下されたことにつきましてでございます
が、当然厳罰に受けとめております。

また、この背任事件に関しまして、その背景と
して、装備品調達における透明性であります
か、あるいはチェック体制が十分に担保されて
いない、そういう問題点があった、この認識を
いたしておるわけでございます。再びこのよう
な事態が起きないよう、本年四月二日に調達改革の具
体的措置を取りまとめまして、現在、企業側提出
資料の信頼性確保等の制度改革でございます
か、調本の廃止等の機構改革の着実な実施に向け
まして全力で取り組んでおるところでございます。

す。

何としてもこれらの事案につきましての深い反省をもちまして、信頼を得られるべく努力をしまいたいと考えております。

○辻元委員 若干時間が欲しいという御発言がありまして、私は前回のこの委員会、先週開かれた折に佐々木委員が質問された中で、特にこのNECの返還請求額がまだ算定されていないということに愕然といたしました。

この事件の発端は、一九九四年の東通の水増し請求発覚というところから五年たつています。この間、大臣が何人かわつたか。私がこの件を取り扱っただけでも、久間さん、額賀さん、野呂田さん、瓦さんと、ちよつと変わった名前の大臣ばかりが続くわけですが、ずうつとやっているのですよ。それでまだNECの問題の請求の金額が出ていないというのは、これはどういうことでしょうか。

○瓦国務大臣 どうも変わった名前前で申しわけありません。

調査対象契約は、実を申し上げまして直接契約でも七千件以上ございます。また、データ収集作業はほぼ終了しておるわけですが、算定作業に移るなど作業は進展しておりますけれども、算定に当たりまして関係方面と調整もあり、若干時間を要しておるわけでございます。これらのことを御理解をいただきたいと思いますが、私どもは全力を挙げて取り組んでおりますことを重ねて申し上げさせていただきます。

○辻元委員 それでは、この燃料納入をめぐる談合事件と海上自衛隊の艦船修理の指名競争入札問題で会計検査院の方にお伺いしたいのですが、今の検査院の見解をお聞かせいただけますでしょうか。

○諸田会計検査院当局者 御答弁いたします。航空燃料JF4の調達に関する件でございますけれども、会計検査院といたしましては、平成九年度決算検査報告にこの件を掲記いたしました。若干その事態の概要を申し上げます。

調達実施本部では、指名競争契約によりまして航空タービン燃料JF4を調達しておりますが、この調達に当たりまして当初の指名競争入札が不調となり、その後の商議の中で、予定価格より高い価格をもとにするすべての石油会社と同じ価格となるよう下げ幅を示した後に、最終の商議価格と同額を再予定価格として再度の指名競争入札を実施し、その結果、一回目の入札で落札するという一連の調達手続が慣例化しております。そして、このことによりまして、指名を受けたすべての会社が再予定価格を推定し得るという結果を招いていたものであり、また、石油各社のシェアは毎年ほぼ同じ割合となつていたものであります。

このような事態は、競争が十分に行われておらず、指名競争入札における会社間の競争が阻害され適切でないと認められたものでございます。

○辻元委員 今検査院の方からこの二件についても指摘があつて、大きな問題になつておるわけですが、今、先ほどの長官の御答弁の中に、原因はこのようない連の不祥事に対するチェック体制が十分担保されていなかったというようにおっしゃつたのですが、私はそれだけではないと思ふのです。

さて、この十月十二日の判決の中で特に指摘された部分、これは勤務実態の伴わない再就職についてです。これは金銭的な利益に当たる、犯罪の構成要件となるような趣旨があります。これはずつと問題にされてきて、特に防衛庁職員の新就職の問題をどう取り扱うかということとは議論が多々ありました。

さて、出た判決の中で、よく言われる天下りの問題ですが、天下りの要請についても、勤務実態を伴わない場合は、背任罪の構成要件である図利目的、自己または第三者の利益を図る目的に当たると事実上認定した、また勤務実態がないため、職務上の対価ではなくわいろだったと認められたということになっております。

さて、先ほどチェック体制が担保されなかったということだけを御発言なさつたのですが、この

ような指摘について、長官はどのようにお考えでしょうか。

○瓦国務大臣 信用回復のために、チェック機関における問題についても、委員指摘のとおり、そののみならず、各般にわたる問題につきましまして、私どもは努力をしていかなければならぬ課題があると承知しております。

また、委員から御指摘のような、過去十年間に離職した方々の再就職問題でございますが、それについても御指摘をいただいておりますが、これらについても、企業に在籍している者につきましましては離職後二年を経過している者もおり、必ずしもその地位についてすべてを把握しているわけではございませんが、ほとんどの者は引き続き再就職した際の顧問や嘱託という地位についているものと考えられるわけでございます。これらの問題につきましても、私どもはよく見ていかなければならぬと思つております。

現在、関係企業に在籍している者につきましましては、ただいま離職後二年経過したということを示し上げましたが、すべてを把握しているわけではございませんが、再就職手続の法令にのっとりまして適切に実施をまいらなければならぬというところで、それぞれの問題につきましても、強く関心を持ちながら対処してまいりたいと考えております。

○辻元委員 私は、強い関心を持ちながらというのは、何かとても第三者的の発言で、これも問題であつたということをもつて認めざるを得ない、そこからでないと思ひます。

さて、今指摘させていただきましたのは今回の十月十二日の東京地裁の判決についての案件でございますが、そうしましたら、今また新しく浮上してきまして、この燃料納入をめぐる問題、それから海上自衛隊の艦船修理の問題。

それではお聞きしたいのですが、この関連会社の再就職状況が一体今どうなつてゐるのか、報告していただけますでしょうか。

庁全体として、ただいま大臣が御答弁を申し上げました適法に関連企業に再就職をされている方々は、平成十一年八月一日現在で当庁が把握しております者が二百八名ございましたが、その後現在もこの企業に在籍している者は百五十八名でございます。

必要ならば細かく申し上げてもよろしいと思いますが、委員に当庁から資料を差し上げていただいておりますので、時間の関係で、大枠だけを申し上げておきたいと思ひます。

○辻元委員 私も資料を取り寄せましたところ、例えば、石川島播磨重工業に四十名、三菱重工業に五十八名、川崎重工業に四十八名、三井造船に十八名、日立造船に十四名、住友重機械工業に二十二名、日本鋼管に六名、函館どつくに一名、佐世保重工業に一名、これが二百八名の内訳かと思ふのです。

この再就職問題、今回問題になつてゐるところの、これは十年間のいろいろな推移のものもいたしましたが、一体、五年前に東通事業が出てからどう変わったのかというところがはつきり見えません。そして、去年、おとし議論してから、確かに再就職について今まではどなたも大體顧問というのにつかれて、今問題になつてゐる上野さんの場合ですと、あつちこつちの顧問にたぐさんついで、それで二十万円以上の年収を得られるような役職の配属の仕方とかというものが去年の審議で明らかになつてきてゐるわけですね。

ですから、長官、客観的にどう思ふかというよりも、そこにどういふふうに入メスを入れていくかという規律をもつていくのかというところをしっかりと考える限り、防衛庁の信頼は本当に回復することは難しいと思ひます。

さて、そこで幾つかお聞きしたいのですが、今回、十一月十一日、数日前、またかういふ問題が浮上してきまして、これは、自衛隊の五つの基地のボーラー管理について天下り会社が独占という、これは先ほど私見たのですけれども、防衛庁の基準の二割高で随意契約、航空自衛隊が経費削減

減のため全国五基地内にあるボイラーの運転管理業務を外注していた、経費削減で。なのに実際は、同僚のOBの天下り先企業、日湘南電子に随意契約で独占的に委託していたことが会計検査院の十日までの調べでわかった。昨年度は総額約二億七千万円が支出されたが、防衛庁の内規による積算より二割以上高いというような問題がまた出てきています。そして、この案件に対して防衛庁では、これは数日前の話ですがまた出てきた、どういふふうに取り組んでいく、もしくは内部調査していく、どうしていくおつもりなのでしょうか。

○瓦国務大臣 お答えをいたしますが、現在、平成十年度決算検査に關しまして会計検査院と防衛庁の間でいろいろやりとりが行われておるわけでございますが、これは決算検査の一過程における政府内部のやりとりでありまして、その内容を含めまして言及することは差し控えてさせていただきます。

なお、委員からさきに再就職問題についての御意見もございましたが、再就職手続を見直しまして、適正な手続を経させることで不正を防止して、多くの隊員の再就職につまましては、いわれなき批判等を払拭するよう努めてまいらなければならぬ、かようにも考えるものでございますので、その点、さきの御意見に對しまして述べさせていただきます。

○辻元委員 今のボイラー管理の会社の問題ですが、この会社には、ボイラー業務を請け負い始めた九二年から二十数人の自衛官らが天下っている。その多くが在任時基地内でボイラー業務を専門的にしており、入社後も同じ業務を担当している。そして結局、退職後も、自分が同社社員になっただけで同じ基地で同じ仕事をしているというふうな実態が明らかになってきているわけですね。そして、このボイラー関係の運転管理業務を請け負える会社は全国に数百社あると言われています。ところが、ずっと一社だったわけですね。

長官、真剣に受けとめると歴代の長官がお答えになってきているけれども、数日前にまたこういうような問題が指摘されているわけですね。ですから、私は非常に事態は深刻であると思います。今国民の関心事は、官僚に対して非常に厳しいということと同時に、税金の使い道については物すごくチェックが厳しくなってきたのは御承知のとおりです。ところが、防衛庁自体がこういうようなあり方、これを具体的にやっていたら、

そこで一つ伺いたいのですが、防衛庁は、このOBの方々に對して関係機関に自由に出入りできるパスというのは発行されているのでしょうか。私は、これは関係者の方から伺ったのですが、長官が御存じなければお答えできる方ではないか。そして、確かに先賢方に敬意を表するということはいいのですが、私、こういう細かいことが積み重なって今のよう事態を引き起こしているのではないかと。前は再就職状況のリストみたいなものが回っていたということを一年前に指摘させていただきまして、だれがどこに行つて、それが退職したからこはポストがあいてるから次行きますよというようにリストが毎年毎年繰り返し作成されていたわけですね。今度はこのようなパスの問題、いかがですか。

○瓦国務大臣 私も今委員から初めて伺ったわけですが、どういふ意味でのパスかちょっと私は納得いかないところもありますが、防衛庁というのは、一般的には外來に對しても、諸般の問題もあるところではございますが、やはりしっかりと、秘密性とかいろいろ持ちますから、出入りにつきましましては正確にチェックしておかなきゃならぬというところではございますので、あるいはどういふ目的か、なしとはしないと思うのですが、あるということとは私はわかりませんから、今また繰り返して、どういふたぐいのものであるかというふうなことを含めまして調べてみたいと思います。

○辻元委員 それでは、それをしっかり調べていただいて、どういふものか教えていただきたいと思います。昨年も、リスト問題について指摘させていただきました。きまして、具体的に改めていただいているようですので、細かい話のようなのですが、私は、防衛庁の信頼が失墜しているという状況で、細かいことをきつちり片づけていくということは非常に大事だと思うから申し上げておりました。この間、もう蒸し返しません、前防衛政務次官の間に、そしてこの談合事件など、何だか国民の目から見たら防衛を論ずる資格があるのかと言われるような状況であるから私は深刻に受けとめていただきたいと思います。

最後に、あと一つありますので、先ほどから、私は歴代の四名の長官にわたつてこの防衛庁の内部の不祥事の問題を質疑させていただきまして、が、瓦長官のところまでこれにピリオドを打つていただくと。昨年は十月六日にこの法案を審議して同じような質問をして、また来年の同じ時期に、その間に選挙があるかもしれないから同じようなことがわかりませんが、同じ時期にまた同じようなことが片づいていないという事態は自分のときでやめるとはつきり言い切つていただきたいと思います。

○西川政務次官 先ほど辻元先生からボイラーの件についての御質疑がございましたけれども、実は、価格の面につきましてはもちろん厳正に對処してまいりますが、若干その事情を御説明させていただきますと、ボイラーの作業を必要としております該基地は極めてへんびな地区でございますので、なかなか恒常的なボイラーマンのサービスが受けにくいということもございまして、やめた人間をそのまま使うということにならざるを得ないという当庁の事情もございまして、ひとつ、一方的にいいかげんな契約をしたということではないというところで、特に価格の面につきましては御指摘のとおりだろうと思っておりますので、その客観的な事情につきまして一言申し上げさせていただきます。どうぞ御理解をいただきたいと思います。

○瓦国務大臣 私は、大変大きな変化の時代、転機を迎えておりますので、いろいろ改革の手は緩めずに行なうと思ひます。やつていかなきゃいかぬことだと思ひます。

それから、いろいろな不祥事に對しましても、それは、これまでもさることながら、これからどうあるべきかという姿をつくらなきゃならぬので、勇気を持って取り組まなきゃならぬということをおまへし伝えておるわけでございます。それで、おまえの時代にこれはびりつとけじめをつくらという委員の激励でございますので、私も、やはり防衛に對する国民の信頼が一日も早く回復するためにも、一層の努力をしなければならぬ。私の代で終わりにするよというところは、政治家であります私とすれば、言えは格好いいわけですが、果てるといふようなことをやっておつては組織も国民の信頼を得られませんか、そのことを、ただいま委員の言わんとするところを踏まえて、最善を尽くしたいと思つております。

以上、私の決意を申し上げて、了としていただきます。

○辻元委員 質問を終わります。

○二見委員長 これにて本案に對する質疑は終局いたしました。

○二見委員長 これより討論に入ります。

討論の申し出がありますので、これを許します。佐々木陸海君。

○佐々木(陸海)委員 私は、日本共産党を代表して、防衛庁職員給与法改正案について、反対の討論を行います。

この法案は、九九年度人事院勧告に基づく一般職給与法等の改定に準じて、特別職である防衛庁職員の給与の改定を行うものであります。この人事院勧告は、期末手当の年間〇・三カ月分の引き下げなどによって、制度発足以来初めて給与水準の切り下げを求めたものであります。これを受けた一般職給与法等の改定とその特別

職への準用の結果、すべての国家公務員の年収が切り下げられます。これは、戦後初めての極めて異例な、許しがたい事態であります。

人事院勧告制度は、公務員の労働基本権を制約することへの代償措置として、給与、勤務条件の改善のために設けられているものであり、民間準拠を口実にした切り下げ勧告などは、制度の本来の趣旨に反するものであります。

こういう異常、異例な、許しがたい措置の一環をなす本法案には反対であることを表明し、討論を終わります。

○二見委員長 これにて討論は終局いたしました。

○二見委員長 これより採決に入ります。

内閣提出、参議院送付、防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○二見委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案の委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○二見委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○二見委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時十三分散会